

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則

- 秋田県立大学学則の一部を改正する規則(三四・学術振興課)
- 秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則(三五・学術振興課)
- 秋田県立大学大学院学則(三六・学術振興課)
- 秋田県立大学評議会規則(三七・学術振興課)
- 訓令
- 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(八・総務課)

規 則

秋田県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十四号

秋田県立大学学則の一部を改正する規則

秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第一章 総則

- 第一節 目的等(第一条 第六条)
 - 第二節 運営組織(第七条 第二十三条)
 - 第三節 学年、学期及び休業日(第二十四条 第二十六条)
- 第二章 学部通則

- 第一節 修学年限及び在学年限(第二十七条・第二十八条)
 - 第二節 入学(第二十九条 第三十七条)
 - 第三節 授業科目、履修方法等(第三十八条 第四十三条)
 - 第四節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍(第四十四条 第五十一条)
 - 第五節 卒業、学位及び教育職員免許(第五十二条 第五十三条の二)
 - 第六節 授業料等(第五十四条)
 - 第七節 福利厚生施設(第五十五条)
 - 第八節 賞罰(第五十六条・第五十七条)
 - 第九節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生(第五十八 第六十三条)
 - 第三章 共同研究及び受託研究(第六十四条)
 - 第四章 大学開放(第六十五条)
 - 第五章 補則(第六十六条)
- 附則
- 第一条の次に次の節名を付する。
 - 第一節 目的等
 - 第三条の次に次の一条を加える。
 - (大学院)
 - 第三条の二 本学に大学院を置く。
 - 2 大学院の学則は、別に定める。
 - 「第二章 運営組織」を削る。
 - 第七条の前に次の節名を付する。
 - 第二節 運営組織
 - 第十八条を次のように改める。
 - 第十八条 削除
 - 第十九条第三項第五号中「退学」の下に、「(第七号に係るものを除く。)」を加え、同項中第七号を第九号とし、第八号を第十号とし、第六号の次に次の二号を加える。
 - 七 学生の賞罰に関する事項
 - 八 学位に関する事項
 - 「第三章 学年、学期及び休業日」を削る。
 - 第二十四条の前に次の節名を付する。
 - 第三節 学年、学期及び休業日
 - 「第四章 修業年限及び在学年限」を削る。

第二十七条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章 学部通則

第一節 修学年限及び在学年限

「第五章 入学」を削る。

第二十九条の前に次の節名を付する。

第二節 入学

第三十条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に二年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、別に定める分野において特に優れた資質を有すると認められるものを、本学に入学させることができる。

「第六章 授業科目、履修方法等」を削る。

第三十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において各授業科目の単位数は、次に掲げる科目別に区分して定めるものとする。

一 履修により修得した単位数を卒業の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「卒業単位認定科目」という。）（その履修を義務付けられているもの（以下「必修科目」という。））

二 卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（以下「選択科目」という。））

三 選択により履修をすることができるが、卒業単位認定科目とはならない科目（以下「自由科目」という。））

第三十八条の前に次の節名を付する。

第三節 授業科目、履修方法等

「第七章 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍」を削る。

第四十四条の前に次の節名を付する。

第四節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍

「第八章 卒業、学位及び教育職員免許」を削る。

第五十二条の前に次の節名を付する。

第五節 卒業、学位及び教育職員免許

第五十三条に次の一項を加える。

2 学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

「第九章 授業料等」を削る。

第五十四条の前に次の節名を付する。

第六節 授業料等

「第十章 福利厚生施設」を削る。

第五十五条の前に次の節名を付する。

第七節 福利厚生施設

「第十一章 賞罰」を削る。

第五十六条の前に次の節名を付する。

第八節 賞罰

「第十二章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生」を削る。

第五十八条の前に次の節名を付する。

第九節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生
第五十九条第三項中「入学は、学期ごとに許可する」を「履修期間は、一年以内の期間とする」に改める。

第十三章を第三章とし、第十四章を第四章とし、第十五章を第五章とする。

単位数									単位数	
必修	選択							必修	選択	自由
二								二		
		二	二	二	二	二	二			

別表第三号
(一)の表中

								二	二	二	二		二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二					二				

を

								二	二	二	二		二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二					二				

に

卒業論

												二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					

												二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二					

八	を	卒業論文	インターンシップ	六二	五二	八	文
				一一四	六四		

二	四	四							
			二	二	二	二	二	二	二

二	四	四							
			二	二	二	二	二	二	二

に改める。

六二	五二		八
一一四	六四		
二	二	二	

二	二	二					二	二	必修	単 位 数
			二	二	二	二		二	選択	

二	二	二					二	二	必修	単 位 数
			二	二	二	二		二	選択	
									自由	

別表第三号(二)の表中

二					二	二	二	二						二	二	二
	二	二	二	二					二	二	二	二	二			

を

二					二	二	二	二						二	二	二
	二	二	二	二					二	二	二	二	二			

に

卒
業
論

														二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二			

														二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二			

別表第三号(三)の表中

二	二	二										二	二	二	二	二
			二	二	二	二	二	二	二	二	二					

を

二	二	二										二	二	二	二	二
			二	二	二	二	二	二	二	二	二					

に、

卒業論

										二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二							

										二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二							

		文
		八
六四	五四	
一一八	五八	
卒業論文	インターンシップ	

		四	四	二			
二	二				二	二	二

		四	四	二			
二	二				二	二	二

六四	五四	
一一八	五八	
二	二	二

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十五号

秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則

秋田県立大学短期大学部学則（平成十一年秋田県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「学長、」を削り、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「重要な」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 学科目及び授業科目の種類及び編成に関する事項

第十四条第三項第六号を同項第四号とし、同項第七号中「第九号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 学科その他の機関の連絡調整に関する事項

第十四条第三項第十号を削り、同項第十一号中「運営」を「教育及び研究」に改め、同号を同項第九号とする。

第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第三十五条第三項の規定中、「十五単位」を「三十単位」に改める。

第四十九条第三項中「入学は、学期ごとに許可する」を「履修期間は、一年以内の期間とする」に改める。

別表第二号の表選択科目 の項中「一〇単位以上」を「一二単位以上。ただし、選択科目 を四単位以上修得した場合は一〇単位以上」に改め、同表選択科目 の項

中「六単位以上」を「四単位以上」に改め、同表選択科目の項の次に次のように加える。

選択科目	生物生産学応用実習 生物生産学応用実習 生物生産学応用演習 生物生産学応用演習	二 二 二 二	選択科目 四単位以上
------	--	------------------	------------

別表第一号の表に備考として次のように加える。

備考 この表において「選択科目」を修得できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (一) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (二) 専修学校の専門課程を修了した者
- (三) その他前二号のいずれかと同等の学力があると学長が認めた者

別表第三号の表に備考として次のように加える。ただし、選択科目を四単位以上修得した場合は六単位以上」に改め、同表選択科目の項中「以上」を「以上」を「以上」に改め、同表選択科目の項の次に次のように加える。

選択科目	生物生産学応用実習 生物生産学応用実習 生物生産学応用演習 生物生産学応用演習	二 二 二 二	選択科目 四単位以上
------	--	------------------	------------

別表第三号の表に備考として次のように加える。

備考 この表において「選択科目」を修得できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (一) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (二) 専修学校の専門課程を修了した者
- (三) その他前二号のいずれかと同等の学力があると学長が認めた者

別表第四号の表に備考として次のように加える。ただし、選択科目を四単位以上修得した場合は七単位以上」に改め、同表選択科目の項中「以上」を「以上」に改め、同表選択科目の項の次に次のように加える。

選択科目	生物生産学応用実習 生物生産学応用実習 生物生産学応用演習 生物生産学応用演習	二 二 二 二	選択科目 四単位以上
------	--	------------------	------------

別表第四号の表に備考として次のように加える。

備考 この表において「選択科目」を修得できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (一) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (二) 専修学校の専門課程を修了した者
- (三) その他前二号のいずれかと同等の学力があると学長が認めた者

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立大学大学院学則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三十六号

秋田県立大学大学院学則

目次

- 第一章 総則(第一条 第四条)
 - 第二章 運営組織(第五条・第六条)
 - 第三章 修業年限及び在学年限(第七条・第八条)
 - 第四章 入学(第九条 第十七条)
 - 第五章 授業科目、履修方法等(第十八条 第二十六条)
 - 第六章 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍(第二十七条 第三十四条)
 - 第七章 修了及び学位(第三十五条 第三十七条)
 - 第八章 授業料等(第三十八条)
 - 第九章 賞罰(第三十九条・第四十条)
 - 第十章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究生、社会人学生及び外国人留学生(第四十一条 第四十八条)
 - 第十一章 補則(第四十九条)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号。以下「大学学則」という。)(第三条の第二項の規定に基づき、秋田県立大学大学院(以下「本学大学院」という。))に關し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第二条 本学大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第三条 本学大学院に、博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、これを前期二年の課程(以下「博士前期課程」という。))及び後期三年の課程(以下「博士後期課程」という。))に区分する。

3 博士前期課程は、広い視野に立つて精深な學識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要とされる高度な研究能力及びその基礎となる豊かな學識を養うことを目的とする。

(研究科等)

第四条 本学大学院にシステム科学技術研究科を置く。

2 前項に規定する研究科の課程並びに当該研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
システム科学 技術研究科	博士前期課程	機械知能システム学専攻	一八人	三六人
		電子情報システム学専攻	一八人	三六人
		建築環境システム学専攻	七人	一四人
		経営システム工学専攻	七人	一四人
		総合システム科学専攻	八人	二四人
	博士後期課程			

第一章 運営組織

(研究科長)

第五条 本学大学院の研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

2 研究科長の選考の方法、任期その他必要な事項については、別に定める。

(研究科教授会)

第六条 本学大学院の研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、当該研究科の教授をもって組織する。ただし、次項第四号に掲げる事項以外の事項を審議する場合は、助教授その他の職員を加えることができる。

3 研究科教授会は、研究科に關する次に掲げる事項を審議する。

一 規程の制定及び改廃に關する事項

二 教育及び研究に關する施設の設定及び廃止に關する事項

三 学科目又は講座及び授業科目の種類及び編成に關する事項

四 教員の人事に關する事項

五 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学(第七号に係るものを除く。)、

除籍、修了その他の身分に關する事項

六 学生の厚生補導に關する事項

七 学生の賞罰に關する事項

八 学位に關する事項

九 専攻その他の機關の連絡調整に關する事項

十 その他研究科の教育及び研究に關する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、研究科教授会に關し必要な事項は、別に定める。

第三章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第七条 博士前期課程の修業年限は、二年とする。

2 博士後期課程の修業年限は、三年とする。

(在学年限)

第八条 博士前期課程の学生は、四年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、六年を超えて在学することができない。

3 第十四条から第十六条までの規定により入学した学生、第三十一条第一項の規定により転専攻した学生又は第三十二条第一項の規定により留学をした学生にあっては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ第十七条、第三十一条第二項又は第三十二条第二項の規定により定められた在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第四章 入学

(入学の時期)

第九条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、別に定める特別な理由があると学長が認める者の入学の時期は、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第十条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十二条に規定する大学を卒業した者

二 学校教育法第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における十六年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者

五 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十条第一項第四号の規定により文部科学大臣の指定した者

六 学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院に入学した者で、本学大学院において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 本学大学院において、入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳に達したもの

八 その他本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定にかかわらず、学長は大学に三年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、別に定める単位を優秀な成績で修得したと認められたものを、博士前期課程に入学させることができる。

3 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

四 学校教育法施行規則第七十条の二第三号の規定により文部科学大臣の指定した者

五 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したもの

六 その他本学大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

めた者

(入学の志願の手続)

第十一条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第十二条 本学大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第十三条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならぬ。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、研究科教授会の議を経て、入学を許可する。この場合において、秋田県立大学条例施行規則(平成十一年秋田県規則第四十九号。以下「施行規則」という。)第九条第一項の規定により入学料の減免又は分割徴収若しくは徴収の猶予を願ひ出た者は、入学料を納付した者とみなす。

(編入学)

第十四条 本学大学院以外の大学院(以下「他の大学院」という。)を修了し、又は退学した者で本学大学院への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第十五条 第三十三条の規定により退学を許可された者で本学大学院の同一の専攻に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第十六条 他の大学院に在学している学生で本学大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、研究科教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の取扱い)

第十七条 前三条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

第五章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第十八条 博士前期課程及び博士後期課程の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数は、別表のとおりとする。

2 各授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第十九条 各授業科目の単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、十五時間の授業をもって一単位とする。

二 演習、実験、実習及び実技については、三十時間の授業をもって一単位とする。

(単位の授与)

第二十条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第二十一条 前条の試験の成績は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(授業及び研究指導)

第二十二条 博士前期課程又は博士後期課程における教育は、授業科目の授業及び修士論文又は博士論文の作成に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第二十三条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は本学以外の研究所等(以下「他の大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、その期間は、一年を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十四条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

(他の大学院等における研究指導等による修得単位の認定)

第二十五条 前条の規定により修得した単位は、研究科教授会の議を経て、十単位を超えない範囲で博士前期課程又は博士後期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既取得単位等の認定)

第二十六条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条の規定による単位数と合わせて十単位を超えないものとする。

第六章 休学、復学、転学、転専攻、留学、退学及び除籍

(休学)

第二十七条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き二年以上修学することができない学生について、その者の願い出により、研究科教授会の議を経て、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる学生について、研究科教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第二十八条 休学の期間は、一年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、一年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して、博士前期課程にあつては二年を、博士後期課程にあつては三年を超えることができない。

3 休学の期間は、第八条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第二十九条 学長は、第二十七条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、研究科教授会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第三十条 他の大学院に入学することを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第三十一条 学長は、他の専攻への転専攻を志願する学生があるときは、欠員等の状況により、研究科教授会の議を経て、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て転専攻をした学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第三十二条 学長は、外国の大学院に留学することを志願する学生があるときは、研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学をした学生の本学大学院に在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

3 第二十五条の規定は、第一項の規定により学生が外国の大学院に留学をする場合に準用する。

(退学)

第三十三条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

(除籍)

第三十四条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、研究科教授会の議を経て、除籍することができる。

- 一 第八条に規定する在学年限を超えた者
- 二 第二十八条第二項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者

三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第七章 修了及び学位

(博士前期課程の修了)

第三十五条 博士前期課程に二年(第十四条から第十六条までの規定により入学をした学生、第三十一条第一項の規定により転専攻をした学生又は第三十二条第一項の規定により留学をした学生にあつては、それぞれ第十七条、第三十一条第二項又は第三十二条第二項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別表に定めるところにより三十単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した学生については、研究科教授会の議を経て、学長が博士前期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたとき学長が認めた者については、一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

(博士後期課程の修了)

第三十六条 博士後期課程に三年(第十四条から第十六条までの規定により入学をした学生又は第三十二条第一項の規定により留学をした学生にあつては、それぞれ第十七条又は第三十二条第二項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表に定めるところにより十六単位以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生については、研究科教授会の議を経て、学長が博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、研

究科教授会において、優れた業績を上げた者と認めた場合には、次に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

一 博士前期課程に二年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含み三年以上

二 博士前期課程において特に優れた業績を上げ、一年以上二年未満の在学期間で当該課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み三年以上

三 第十条第三項第五号の規定により修士の学位を有する者と同年以上の学力があると認められて入学した者にあつては、一年以上

3 前項の修了の時期は、学期の終わりとする。

(学位記及び学位)

第三十七条 本学大学院を修了した者には、学位記を交付し、及び次の区分に従い学位を授与する。

研究科	課程	学位
システム科学技術研究科	博士前期課程	修士(工学)
	博士後期課程	博士(工学)

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第八章 授業料等

第三十八条 本学大学院の授業料、入学料及び入学検定料の額並びにこれらの徴収方法は、秋田県立大学条例(平成十年秋田県条例第五十二号)及び施行規則の定めるところによる。

第九章 賞罰

(表彰)

第三十九条 学長は、他の模範となる学生を、研究科教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第四十条 学長は、大学学則、この規則若しくは本学大学院の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、研究科教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第十章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究生、社会人学生及び外国人留学生

(研究生)

第四十一条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育及び研究に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、一年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第四十二条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、一年以内の期間とする。

4 科目等履修生には、第二十条及び第二十一条の規定を準用して単位を与えることができる。

(聴講生)

第四十三条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、研究科教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第四十四条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第二十条及び第二十一条の規定を準用して単位を与えることができる。

(特別研究学生)

第四十五条 学長は、他の大学院に在学している学生で本学大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、当該他の大学院及びその研究科との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(社会人学生)

第四十六条 学長は、社会人で本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、選考の上、社会人学生として入学を許可することができる。

できる。

(外国人留学生)

第四十七条 学長は、外国人で、本学大学院において教育を受ける目的をもって入学し、本学大学院に入学することを志願するものがあるときは、研究科教授会の議を経て、選考の上、留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規定)

第四十八条 第四十一条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び社会人学生、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第十一章 補則

第四十九条 この規則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第十八条関係)

システム科学技術研究科

一 博士前期課程

(一) 共通基礎・学際科目

授 業 科 目 の 名 称		単 位 数	修得すべき単位数
共通基礎・学際科目	必修		
プレゼンテーション	二	選択	選択科目 八単位以上 の科目は最 大四単位まで 認定
実践英語A	二		
英語プレゼンテーションA	二		
風土・文化構造論	二		
産業社会と倫理	二		
感性情報と環境の心理	二		

専門科目							授業科目の名称		(二) 専門科目 イ 機械知能システム学専攻	小						
熱工学特論	超精密加工学	機械構成論	応用有限要素解析	材料評価論	先端材料学特論	固体力学	必修	単位数		計	失敗工学 A	信頼性工学 A	標準化論 A	知的所有権論 A	科目)	フィールドワーク(実践)
二	二	二	二	二	二	二	選択			二	二	二	二	二	二	
							必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上		修得すべき単位数	選択科目	八単位以上					

流体力学特論	プラズマ工学	計算力学特論	機械力学特論	エネルギーシステム学特論	燃焼工学	高度数値シミュレーション学	制御工学特論	ロボット工学特論	三次元CAD運用論	知能化機械設計論	メカトロニクス特論	機械知能学特論	機械知能システム学専門セミナー	機械知能システム学課題研究(修士論文)
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	四	六

専門科目											授業科目の名称		口 電子情報システム学専攻		
数値解析学特論	シミュレーション工学特論	生体情報工学特論	音響情報工学	デジタル信号処理特論	エネルギー変換工学特論	システム制御工学特論	通信システム特論	電磁環境工学	地球電磁環境論	電磁理論特論		必修	単位数	合計	小計
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	選択		一〇	一〇	
											必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上		必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上		
											修得すべき単位数		必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上		

八 建築環境システム学専攻		合計	小計												
単位数		一〇	一〇	電子情報システム学課題研究(修士論文)	電子情報システム学専門セミナー	情報記録デバイス工学	電子デバイス特論	光機能デバイス工学	半導体材料・プロセス工学	固体物性工学特論	ソフトウェア方法論	情報数理論	計算機アルゴリズム特論	情報ネットワーク特論	
		六二	四〇	六	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
		必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上	必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上												

専門科目														授業科目の名称	必修 選択	修得すべき単位数
研究(修士論文)	建築環境システム学課題	セミナー	都市・建築設計(演習)	木質構造設計論	先端材料学	大架構設計論	塑性設計学	基礎設計論	地盤工学	都市環境論	都市防災学	環境設計論	視環境・色彩計画学			
六	四		二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	

専門科目											授業科目の名称		必修	単位 数	修得すべき単位数	二 経営システム工学専攻		
研究(修士論文)	経営システム工学課題研	セミナー	経営システム学	製品技術システム論	会計システム論	経営意思決定論	生産管理特論	社会経済学特論	システムモデリング論	経営情報システム特論	環境リスク管理技術特論	応用確率統計特論				必修	単位 数	必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上
六	四		二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	必修	単位 数	一〇 四八	一〇 二六	必修科目 一〇単位 選択科目 一二単位以上	必修科目 一〇単位 選択科目 二〇単位以上

目 共通基盤科目										授 業 科 目 の 名 称		二 博士後期課程 総合システム科学専攻	合 計	小 計
総合システム科学特別研究	総合システム科学特別講義	失敗工学B	信頼性工学B	標準化論B	知的所有権論B	英語プレゼンテーションB	実践英語B	ベンチャー企業論	ベンチャービジネス特論	必修	単位数			
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	選択	数	四〇	一八	
選択科目 四単位以上										修得すべき単位数		必修科目 一〇単位 選択科目 二〇単位以上	必修科目 一〇単位 選択科目 二二単位以上	

目 学際専門科														
都市環境制御論	建築構造構成論	建築環境計画論	電子デバイスシステム論	情報システム論	電子システム論	生体知能化システム論	熱流体知能化システム論	材料構造システム論	システムシミュレーション	システム設計演習(生態系システムデザイン)	システム設計演習(高齢化社会対応システム)	システム設計演習(防災システム)	システム設計論(持続可能社会システム)	システム設計論
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
必修科目 八単位 選択科目 四単位以上														

合 計	システムマネジメント論	二	必修科目 八単位 選択科目 八単位以上
	資源環境システム論	二	
	博士論文課題研究	八	
		五四	

秋田県立大学評議会規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十七号

秋田県立大学評議会規則

(趣旨)

第一条 秋田県立大学及び秋田県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)の管理運営に関する重要事項を審議するため、秋田県立大学に秋田県立大学評議会(以下「評議会」という。)を置く。

(評議員)

第二条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 研究科長
- 四 総合科学教育研究センター長
- 五 短期大学部長
- 六 木材高度加工研究所長
- 七 附属図書館・情報センター長(短期大学部に所属する者を除く。)
- 八 学生部長(短期大学部に所属する者を除く。)
- 九 事務局長
- 十 学部ごとに当該学部の教授会が選出する教授各一人
- 十一 研究科教授会が選出する教授一人
- 十二 総合科学教育研究センター協議会が選出する教授一人
- 十三 短期大学部教授会が選出する教授一人

(任命)

第三条 評議員のうち前条第十号から第十三号までに掲げる者については、学長が任命する。

(補欠の評議員等)

第四条 特定の職又は教授の地位にあることにより評議員となつた者が、その職又は地位を失つたときは、当該評議員の職を退くものとする。

2 前項の規定により、第二条第十号から第十三号までに掲げる評議員に欠員が生じた場合には、学長は、補欠の評議員を任命する。

(任期等)

第五条 第二条第十号から第十三号までに掲げる評議員の任期は、二年とする。ただし、前条第二項に規定する補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は、再任されることができる。

3 第一項の評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

(権限)

第六条 評議会は、次に掲げる事項について審議し、並びに教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定により、その権限に属させられた事項を行う。

- 一 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
 - 二 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - 三 予算の見積もりの方針に関する事項
 - 四 学部、研究科、学科、専攻及び重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - 五 学生の定員に関する事項
 - 六 教員の人事の方針に関する事項
 - 七 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - 八 学生の厚生及び補導に関する重要な事項
 - 九 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - 十 学部、研究科その他の機関の連絡調整に関する事項
 - 十一 委員会の設置及び廃止に関する事項
 - 十二 その他運営に関する重要な事項
- (会議)
- 第七条 評議会は、学長が招集する。
- 2 学長は、評議会の議長となる。
- 3 評議会は、評議員の三分の二以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 評議会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。
 (委任)
 第八条 この規則に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成十四年度に限り、第二十条第十号の規定(生物資源科学部に係る部分に限る。)は、同号中「一人」とあるのは、「二人」と読み替えて適用する。

訓 令

秋田県訓令第八号

庁 中 一 般
 各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令
 許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表総務部税務課過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)の項の次に次のように加える。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成14年秋田県条例第1号)	1 不動産取得税の不均一課税(第2条)	県税事務所	4				
	2 第5条の施行に関する事務						
	(1) 土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予(第1項)	県税事務所	7				
	(2) 土地の取得に対して課する不動産取得税の還付(第2項)	県税事務所	10				

別表総務部税務課の項の次に次のように加える。

総合防災課 消防法(昭和23年法律第186号)	1 危険物取扱者免状の交付(第13条の2第3項)	総合防災課	20				
	2 消防設備士免状の交付(第17条の7第1項)	総合防災課	20				
消防法施行令(昭和36年政令第37号)	1 消防設備士免状の書換え交付(第36条の5)	総合防災課	7				

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）	2 消防設備士免状の再交付（第36条の6第1項）	総合防災課	7			
	1 危険物取扱者免状の書換え交付（第34条）	総合防災課	7			
	2 危険物取扱者免状の再交付（第35条第1項）	総合防災課	7			

別表企画振興部学術振興課の項を次のとおりとする。

学術振興課	学校教育法（昭和22年法律第26号）	1 私立専修学校の設置廃止、設置者の変更又は目的の変更の認可（第82条の8第1項）	学術振興課	20		私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。	
		2 私立各種学校の設置廃止、設置者変更又は収容定員に係る学則変更の認可（第83条第2項において準用する第4条第1項）	学術振興課	20		私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。	
		1 第64条第5項の施行に関する事務					
		1 私立学校法（昭和24年法律第270号）					
		(1) 準学校法人の寄附行為の認可（第31条第1項）	学術振興課	20		私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。	
		(2) 準学校法人の寄附行為の補充（第32条第1項）	学術振興課	20		私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。	
		(3) 準学校法人の寄附行為の変更の認可（第45条）	学術振興課	20		私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。	

別表生活環境文化部自然保護課温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の項に次

の二言を加える。

5 温泉成分分析を行う者の登録（第15条第1項）	自然保護課	30				
--------------------------	-------	----	--	--	--	--

別表農政部農業政策課農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
 に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の項の次に次のように加える。
 の項中「農業政策課」を「農林政策課」に改め、同表農政部農業政策課農業委員会等

森林法（昭和26年法律第249号）	1 市町村森林整備計画に係る承認（第10条の5第7項（第10条の6第4項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所	20			
	2 間伐又は保育についての勧告に係る調停（第10条の1第2項）	総合農林事務所	60			
	3 分収育林契約の締結に関する裁定（第10条の11の2）	総合農林事務所	30			
	4 森林施業計画に係る認定（第11条第5項（第12条第3項において準用する場合並びに第18条第2項、第18条の3第3項及び第18条の4第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））	総合農林事務所	30			
	5 特定森林施業計画の認定（第18条の2第3項（第18の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））	総合農林事務所	60			
	6 立入調査等の許可（第49条第6項）	総合農林事務所	7			

別表農政部農業政策課農地法（昭和二十七年法律第百二十九号）の項第一号中 「農業政策課」を「農林政策課」に改め、同項第一号及び第三号を次のように改める。

2 農地転用の許可(第4条第1項)	農林政策課	30	市町村農業委員会	農業会議の意見聴取に要する期間及び国との協議に要する期間(17日)を含む。
	総合農林事務所	30	市町村農業委員会	農業会議の意見聴取に要する期間(15日)を含む。
	農林政策課	30	市町村農業委員会	農業会議の意見聴取に要する期間及び国との協議に要する期間(17日)を含む。
3 転用のための農地又は採草放牧地の権利移動の許可(第5条第1項)	総合農林事務所	30	市町村農業委員会	農業会議の意見聴取に要する期間(15日)を含む。

別表農政部農業政策課農地法(昭和二十七年法律第百二十九号)の項第四号から第十六号までの規定中「農業政策課」を「農林政策課」と改める。

別表農政部農業政策課農産振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の項中「農業政策課」を「農林政策課」と改め、同項の次に次のように加える。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)	林業経営改善計画の認定(第3条第1項)	農林政策課	7		対象となる森林が二以上の総合農林事務所の所管区域に所在する場合に限る。
		総合農林事務所	7		対象となる森林が一の総合農林事務所の所管区域に所在する場合に限る。
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号)	林業経営改善計画の変更の認定(第1条第1項)	農林政策課	7		対象となる森林が二以上の総合農林事務所

	総合農林事務所	7			管区域に所在する場合に限る。
					対象となる森林が一の総合農林事務所の所管区域に所在する場合に限る。

別表農政部農業政策課農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の項及び農政部農業政策課市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の項中「農業政策課」を「農林政策課」に改め、同表農政部農業政策課市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の項の次に次のように加える。

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）	1 改善措置についての計画の認定（第5条）		農林政策課	30			
			総合農林事務所	30			
	2 改善措置についての計画の変更の認定（第6条第1項）		農林政策課	30			
			総合農林事務所	30			
	3 センターの指定（第11条第1項）		農林政策課	30			
	4 センターの業務規程の認可（第19条第1項）		農林政策課	30			
	5 センターの事業計画書及び収支予算書の認可（第20条第1項）		農林政策課	15			

別表農政部農業政策課の項の次に次のように加える。

農山村振興	国土調査法（昭和26年法律第180号）	成果の認証（第19条第2項）	農山村振興	60			国への承認申請
-------	---------------------	----------------	-------	----	--	--	---------

課	山村振興法（昭和40年法律第64号）	農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定（第17条）	総合農林事務所	30			に要する期間（40日）を含む。
	人会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）	1 人会林野整備計画の認可（第11条第1項） 2 旧價使用林野整備計画の認可（第22条第1項）	農山村振興課 総合農林事務所	110 14	縦覧及び異議の申出に要する期間（60日）を含む。		

別表農政部流通経済課山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の項、農政部流通経済課主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の項及び農政部流通経済課秋田県農業振興対策資金貸付規則（昭和四十五年秋田県規則第二十一号）の項を削る。

別表農政部農産園芸課肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の項中「農産園芸課」を「水田総合利用推進課」に改める。
別表農政部農産園芸課主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の項の次に次のように加える。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）	1 卸売業の登録（第37条第1項）	水田総合利用推進課	77		他の都道府県で既に登録されている者に係る登録に限る。
		水田総合利用推進課	62		主たる営業所を県外に有し、かつ、他の都道府県で登録されていない者に係る登録に限る。
		総合農林事務所	62		主たる営業所を県内に有し、か

						つ、他の都道府 県で登録されて いない者に係る 登録に限る。
	2 小売業の登録(第43条第1項)	水田総合利 用推進課	62			主たる営業所を 県外に有する者 に係る登録に限 る。
	3 小売業の変更登録(第45条第1項)	総合農林事 務所	62			主たる営業所を 県内に有する者 に係る登録に限 る。
		水田総合利 用推進課	28			主たる営業所を 県外に有する者 に係る登録に限 る。
		総合農林事 務所	28			主たる営業所を 県内に有する者 に係る登録に限 る。

別表農政部農産園芸課果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の項及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の項を削る。

別表農政部畜産課牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)の項、農政部畜産課家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)の項、農政部畜産課家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)の項、酪農及び肉用牛生産の振興に関する

る法律(昭和二十九年法律第百八十二号)の項、農政部畜産課家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)の項及び農政部畜産課養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)の項中「孵卵器」を「孵卵器・孵卵機」に改める。

別表農政部畜産課動物用医薬品等取締規則(昭和三十六年農林省令第三号)の項の次に次のように加える。

果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)

果樹園経営計画が適当である旨の認定(第

農畜産振興

10

総合農林事

7

	4 条)	課	務 所	
--	-------	---	-----	--

別表農政部畜産課秋田県家畜管理規則（昭和三十五年秋田県規則第四十五号）の項 中「畜産課」を「農畜産振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）	1 導入計画の認定（第4条第1項）	総合農林事務所	30				
	2 導入計画の変更の認定（第5条第1項）	総合農林事務所	30				

別表農政部農地計画課土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の項中「農地計画課」を「農地整備課」に改め、同表農政部農地計画課国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の項を削る。

別表農政部水産漁港課海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）の項の次に次のように加える。

小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）	1 小型漁船の総トン数の測度（第1条第1項、第3項）	水産漁港課	30				
----------------------------------	----------------------------	-------	----	--	--	--	--

別表農政部水産漁港課小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）の項を削る。

別表農政部水産漁港課の項中「漁港法」を「漁港整備法」に改める。
別表農政部水産漁港課の項の次に次のように加える。

秋田又ぎ振興課	森林組合併助成法（昭和38年法律第56号）	合併及び事業経営計画の適否の認定（第4条第2項）	秋田又ぎ振興課	7	総合農林事務所	2	
	林業経営基礎の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	合理化計画の認定（第4条第1項、第2項）	秋田又ぎ振興課	7	総合農林事務所	3	
	林業経営基礎の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	合理化計画の認定（第4条第1項）	秋田又ぎ振興課	7	総合農林事務所	3	

森林組合法（昭和53年法律第36号）									
1	第10条の施行に関する事務								
	(1) 信託規程の設定の承認（第1項）	総合農林事務所	7						
	(2) 信託規程の変更又は廃止の承認（第3項）	総合農林事務所	7						
	2 信託財産を固有財産とすることの許可（第12条において準用する信託法第22条第1項）	秋田又平振興課	15	総合農林事務所	2				
	3 受託者の解任（第12条において準用する信託法第47条）	秋田又平振興課	15	総合農林事務所	2				
	4 第19条（第109条第1項において準用する場合を含む。）の施行に関する事務								
	(1) 共済規程の設定の承認（第1項）	総合農林事務所	7						
	(2) 共済規程の変更又は廃止の承認（第3項）	総合農林事務所	7						
	5 第24条（第109条第1項において準用する場合を含む。）の施行に関する事務								
	(1) 林地処分事業実施規定の設定の承認（第1項）	総合農林事務所	7						
	(2) 林地処分事業実施規定の変更又は廃止の承認（第3項）	総合農林事務所	7						

森林国営保険法施行令（昭和28年政令第245号）	6 林道事業費用の一部負担の認可（第25条第1項）	総合農林事務所	15		
	7 定款の変更の認可（第61条第2項（第100条第2項及び第109条第2項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所	7		
	8 設立の認可（第79条（第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所	14		
	9 解散の議決の認可（第83条第2項（第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所	10		
	10 合併の認可（第84条第3項（第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。））	総合農林事務所	10		
	1 保険契約の申込の承諾及び保険証書の交付（第4条第1項）	秋田又ぎ振興課	5		
	2 保険証書の再交付（第5条）	秋田又ぎ振興課	2		
	3 保険契約の継続申込の承諾及び保険証書の記載の訂正（第6条第2項）	秋田又ぎ振興課	3		
	林業改良指導員資格試験条例（昭和33年秋田県条例第4号） 秋田県林業改善資金貸付規則（昭和51年秋田県規則第50号）	秋田又ぎ振興課	7		
	1 貸付けの決定（第8条第1項）	総合農林事務所	20		

森林整備課 鳥獣保護及狩猟二関スル法律 鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号） 森林法	鳥獣保護及狩猟二関スル法律 鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）	2 事業実施期間の延長の承認（第11条第1項） 3 支払猶予の決定（第15条第1項）	総合農林事務所	10		
			総合農林事務所	10		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
1 第7条第4項の施行に関する事務 (1) 狩猟免許試験の合格者の決定 (2) 狩猟免許の交付 2 狩猟者の登録（第8条ノ3） 3 有害鳥獣の捕獲等の許可（第12条第1項） 4 ヤマドリの販売の許可（第13条ノ2） 狩猟免許等の再交付（第33条）	1 第7条第4項の施行に関する事務 (1) 狩猟免許試験の合格者の決定 (2) 狩猟免許の交付 2 狩猟者の登録（第8条ノ3） 3 有害鳥獣の捕獲等の許可（第12条第1項） 4 ヤマドリの販売の許可（第13条ノ2） 狩猟免許等の再交付（第33条）	1 第7条第4項の施行に関する事務 (1) 狩猟免許試験の合格者の決定 (2) 狩猟免許の交付 2 狩猟者の登録（第8条ノ3） 3 有害鳥獣の捕獲等の許可（第12条第1項） 4 ヤマドリの販売の許可（第13条ノ2） 狩猟免許等の再交付（第33条）	総合農林事務所	10		
			総合農林事務所	10		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
			総合農林事務所	8		
1 開発行為の許可（第10条の2第1項）	1 開発行為の許可（第10条の2第1項）	1 開発行為の許可（第10条の2第1項）	総合農林事務所	70	総合農林事務所	10
			総合農林事務所	70	総合農林事務所	10

	総合農林事務所	80			
2 保安林の指定（第25条第1項第4号から第11号まで）	総合農林事務所	90			
3 保安林の指定の解除（第26条第1項、第2項）	森林整備課	80	総合農林事務所	10	農林水産部審査委員会に係るもの及び国又は他部局との調整を必要とするものに限る。代替施設設置の確認に要する期間を除く。
4 第34条の施行に関する事務（第44条において準用する場合を含む。）	総合農林事務所	90			農林水産部審査委員会に係るもの及び国又は他部局との調整を必要とするものを除く。代替施設設置の確認に要する期間を除く。
(1) 立木の伐採の許可（第1項）	総合農林事務所	30			皆伐による立木の伐採にあつては、森林法施行令（昭和26年政令第276号）

							第4条の2第2項の申請期間満了後とする。
	(2) 立木の伐採等の許可(第2項)	総合農林事務所	20				
林業種苗法(昭和45年法律第89号)	1 生産事業者の登録(第10条第3項)	総合農林事務所	10				
	2 第13条の施行に関する事務						
	(1) 生産事業者の登録証の書換え交付(第1項)	総合農林事務所	7				
	(2) 生産事業者の登録証の再交付(第2項)	総合農林事務所	7				
	3 種苗の証明(第20条第1項)	総合農林事務所	60				
県営林に関する条例(昭和38年秋田県条例第14号)	林産物の無償採取の許可(第4条、第9条、第11条)	総合農林事務所	7	市 町 村			
	県営林に関する条例施行規則(昭和52年秋田県規則第13号)						
県営林に関する条例施行規則(昭和52年秋田県規則第13号)	1 県有林貸付けの許可(第9条第2項)	総合農林事務所	10				
	2 造林地の転貸の許可(第17条第2項において準用する第9条第2項)	総合農林事務所	10				
	3 造林地の処分の承認(第18条)	森林整備課	7	総合農林事務所		7	

別表農政部の項中の「農業政策課」を「農林政策課」及び「農産園芸課」を「水田総合利用推進課」及び「畜産課」を「農畜産振興課」及び「農地計画課」を「農地整備課」に改める。
別表中林務部の項を削る。
別表産業経済労働部産業経済政策課商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の項第二号及び第四号中「第42条第3項」を「第42条第5項」に改め、同項第九号中

「第55条の18第6項」を「第58条第6項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第55条の18第4項」を「第58条第4項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第55条の18第4項」を「第58条第4項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 商工会の合併の認可(第52条の2第2項、第4項)	産業経済政策課	14					
----------------------------	---------	----	--	--	--	--	--

別表産業経済労働部資源エネルギー課採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の項第一号中「5」を「15」に改め、同項第二号中「7」を「30」に改め、同項第三号及び第四号中「15」を「60」に改める。

別表建設交通部建設管理課建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の項の次に次のように加える。

不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)	1 第22条の施行に関する事務						
	(1) 不動産鑑定業者の登録(第1項)	建設管理課	7				
	(2) 不動産鑑定業者の更新の登録(第3項)	建設管理課	7				
	2 不動産鑑定業者の登録換え(第26条第1項)	建設管理課	7				
	3 不動産鑑定業者の変更の登録(第27条第1項)	建設管理課	7				

別表建設交通部建設管理課公有地の拡大の推進に関する法律の項の次に次のように加える。

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)	第14条の施行に関する事務						
----------------------	---------------	--	--	--	--	--	--

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	(1) 土地売買等の契約の許可（第14条第1項）	建設管理課	41	市 町 村		
	(2) 予定対価の額等の変更による土地売買等の契約の許可（第14条第1項）	建設管理課	41	市 町 村		
	特定住宅用地の譲渡の認定（第18条の5第11項、第38条の5第8項）	建設管理課	41			

別表中「農政部」を「農林水産部」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 082-8766000
 FAX 082-8766000
 E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社